

第14回 志雄地区通学・PTA部会 報告書

町教委への報告日：令和6年3月27日

| | |
|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 開催日時 | 令和6年3月21日（木）午後7時00分～午後7時25分 |
| 開催場所 | 生涯学習センターさくらドーム21 2階 第二会議室 |
| 委員出欠 (志雄地区) | 樋川小学校校長 岩網 清美 (部会長) 出席 樋川小学校教頭 岡島 優子 出席 樋川小学校PTA副会長 木村 久利 出席 志雄小学校PTA会長 守田 知仁 欠席 志雄小学校PTA母親代表 北山 万里子 欠席 南部保育所保護者会会長 昔農 ちひろ 出席 |
| 委員以外の出席者 | 学校教育課小学校統合準備室 主幹 中橋 理樹 |
| 会議要旨 (議題及び合意事項) | <p>OPTA 規約第12章～慶弔規定の内容についての協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第14章第38条：参集型の総会ができず、書面提案の場合は、出席者ではなく、回答書の提出数とすることを付け加えてはどうか。(第8章第21条、22条も同様) ・細則第3条、4条：案は任期2年の想定なので、任期1年とした場合の学年委員会と専門委員会の学年割当や人数の検討が必要である。 ・上記以外の条項・・・決定 ・加入届は、在校生については各学校PTAの解散時の総会で、統合小学校へスライド移籍することを決議してもらい、加入届の提出を求めるのは、令和7年度の新1年生の保護者からとしてはどうか。しかし、その後に退会者が出てくる可能性もあるので、この件に関しては、もう少し協議が必要である。 ・令和6年度の各校の役員が集まって話し合う機会が必要ではないか。 <p>○今後の協議内容確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の未決定部分について協議を進める。 |
| 今後の課題 (次回の論点) | <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度の役員選考方法や時期 ・学年委員会と専門委員会の割当 ・加入届の扱い |
| その他 (町教委への 伝達事項等) | |
| 報告者 | 樋川小学校 教頭 岡島 優子 |

第14回 小学校統合準備委員会 通学・PTA部会 次第

日時：令和6年3月21日（木）19：00～

場所：宝達志水町生涯学習センター2階

第一会議室（押水地区）

第二会議室（志雄地区）

1 部会長あいさつ

2 議 事

(1) PTA規約について

- ① 未決定の部分の協議
- ② 準備委員会で報告する内容の確認

| | 6/22 第11回 | 9/21 第12回 | 12/21 第13回 | 3/21 第14回 |
|--------------|--------------|--------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| PTAの適正化 | 課題把握 | 考慮のうえ検討 | | |
| 第1章 名称および事務所 | 次回協議 内容確認 | 協議 決定 | — | — |
| 第2章 目的 | | | | |
| 第3章 方針 | | | | |
| 第4章 会員 | | | | |
| 第5章 会計 | | | | |
| 第6章 役員 | 次回協議 内容確認 | 協議 | 協議 決定 | — |
| 第7章 監査委員 | | | | |
| 第8章 総会 | | | | |
| 第9章 運営委員会 | | | | |
| 第10章 役員会 | | | | |
| 第11章 専門部会 | 次回協議 内容確認 | 協議 | 協議 決定 | 協議 決定 |
| 第12章 細則 | | | | |
| 第13章 慶弔規定 | | | | |
| 第14章 改正 | | | | |
| 細則の内容 | | | | |
| 慶弔規定の内容 | | | | |

3 その他

志桜小学校PTA規約（案）

原案のとおり決定

第1章 名称および事務所

第1条 本会は、志桜小学校PTAという。

第2条 本会は、事務所を志桜小学校に置く。

原案のとおり決定

第2章 目的

第3条 本会は、会員が互いに協力して、家庭・学校・社会における児童の健全な成長をはかることを目的とする。

原案のとおり決定

第3章 方針

第4条 本会は、次の方針に基づいて活動する。

(1) 教育を本旨とする団体として活動し、他のいかなる団体の支配や干渉を受けない。

(2) 本会の目的に沿った活動を行い、目的を同じくする他の団体と協力する。

第4章第7条の会費は、来年度に再来年度の役員の考えも取り入れて考え、再来年度で役員が判断して決めることにするが、原則、「総会で予算の承認を経て決定する」方向でいく。

第4章 会員

第5条 本会の会員となることのできる者は、次のとおりとする。

(1) 志桜小学校に在籍する児童の父母またはこれに代わる者（以下、保護者という。）

(2) 志桜小学校の教職員

(3) 本会に賛同する者は、総会の承認を得て、入会することができる。

第6条 本会の会員は、会費を納めるものとする。

第7条 会費の金額は、~~細則で定める。~~(or)総会で予算の承認を得て決定する。

原案のとおり決定

第5章 会計

第8条 本会の会計経理は、総会で承認された予算に基づいて行われる。

第9条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日に終わる。

「母親代表」という名称を「家庭教育委員」とする。

役員の任期は、保護者にとって負担の少ない1年でよいが、会長職だけは引継が必要ではないか。副会長、会長は2年でどうか。(樋)役員は全て1年で良い(志)

→任期は1年とし、再任を妨げない。

第6章 役員

第11条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 保護者
- (2) 副会長 3名 保護者（次年度会長、家庭教育委員母親代表、母親副代表）
- (3) 書記 2名 保護者、教職員 各1名
- (4) 会計 2名 保護者、教職員 各1名

第12条 役員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

第13条 役員は、細則の規定に基づき選出し、総会の承認を受けて決定する。

第14条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは職務を代行する。
- (3) 書記は、本会の庶務を担当する。
- (4) 会計は、本会の会計事務を担当する。
- (5) 役員は、必要に応じて、各種会議等へ出席する。

原案のとおり決定

第7章 監査委員

第15条 本会の会計を監査するために、2名の監査委員を置く。

第16条 監査委員は、総会に報告される会計資料を監査し、総会で監査報告を行う他、随時に会計監査を行うことができる。

第17条 監査委員の任期は、1年とする。

第18条 監査委員は、細則の規定に基づき選出し、総会の承認を受けて決定する。

原案のとおり決定

第8章 総会

第19条 総会は、全会員をもって構成し、本会の最高決議機関とする。

第20条 総会は、毎年4月に開催する他、臨時に開催することができる。

第21条 総会の定足数は、委任状を含め、会員の5分の1とする。

第22条 総会の決議は、出席者の過半数の賛成を必要とする。

第23条 総会は、次のことを審議する。

- (1) 事業報告、決算報告、会計監査報告
- (2) 役員改選
- (3) 事業計画、予算計画
- (4) 規約の制定、改廃
- (5) その他の重要事項

専門委員会の副委員長は外す。

第 9 章 運営委員会

第24条 総会に次ぐ決議機関として、運営委員会を置く。

第25条 運営委員会は、役員、専門委員会の正副委員長、支部選出委員、校長、教頭で構成する。

第26条 運営委員会は、次のことを審議し、方針を決定する。

- (1) 本会の目的を達成するために必要な事項
- (2) 専門委員会からの報告、提案事項
- (3) 総会の議案
- (4) その他必要な事項

役員会は、運営委員会の内容と被るので置かない。

~~第10章 役員会~~

~~第27条 本会の会務を遂行するため、役員会を置く。~~

~~第28条 役員会は、会長、副会長、書記（保護者）、会計（保護者）、校長、教頭で構成する。~~

~~第29条 役員会の任務は、次のとおりとする。~~

- ~~(1) 会務の遂行~~
- ~~(2) 総会、運営委員会への提出する議案の整理、事前審議~~
- ~~(3) その他必要な事項~~

支部選出委員会について、地区のことは区長、子供会は子供会で動いているので、PTAの組織に入る必要はないが、地区のPTA 行事を保険で補償しているので、残しておくが良い。

(1)～(4)の委員会をまとめて専門委員会とし、役割の平準化のために協議を重ね、活動内容や人数などを決める。

第11章 専門委員会

第30条 本会の活動に必要な事項について、調査、研究、立案、実行するため、次の専門委員会を置く。

- ~~(1) 専門委員会総務企画委員会~~
- ~~(2) 広報委員会~~
- ~~(3) 環境安全委員会~~
- ~~(4) 教養委員会~~
- (5) 学年委員会
- (6) 役員選考委員会
- (7) 支部選出委員会

第31条 専門委員会の委員長、副委員長は各委員の互選により決定する。

第32条 専門委員会の構成は次のとおりとする。

- (1) 総務企画委員会、広報委員会、環境安全委員会、教養委員会は、各学年から選出された学年委員で構成する。

(2) 学年委員会は、各学年から選出された学年委員3名及び担当教諭で構成する。

(3) 役員選考委員会は、会長及び副会長で構成する。

第33条 専門委員会の任務は次のとおりとする。

~~(1) 総務企画委員会は、本会の目的達成のため、運動会その他の企画をし、各委員会の活動の調整にあたる。~~

~~(2) 広報委員会は、広報活動を行う。~~

~~(3) 環境安全委員会は、児童の登下校の安全の確保を図り、環境の美化に努める。~~

~~(4) 教養委員会は、会員の教養を高め、家庭教育の振興を図り、児童の食育を推進する。~~

(5) 学年委員会は、学年・学級における諸問題等について話し合い、また、学年毎のPTA活動の推進を図る。

(6) 役員選考委員会は、次年度役員を選考にあたる学年委員を補助し、選考結果をとりまとめる。

(7) 支部は、細則の規定に基づき設置する。

(8) 支部選出委員は、細則の規定に基づき選出する。

第12章 細則

第34条 本会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て定める。

第35条 細則を制定または改廃した場合は、次期総会に報告しなければならない。

第13章 慶弔規定

第36条 本会の慶弔規定は、運営委員会の議決を経て定める。

第37条 慶弔規定を制定または改廃した場合は、次期総会に報告しなければならない。

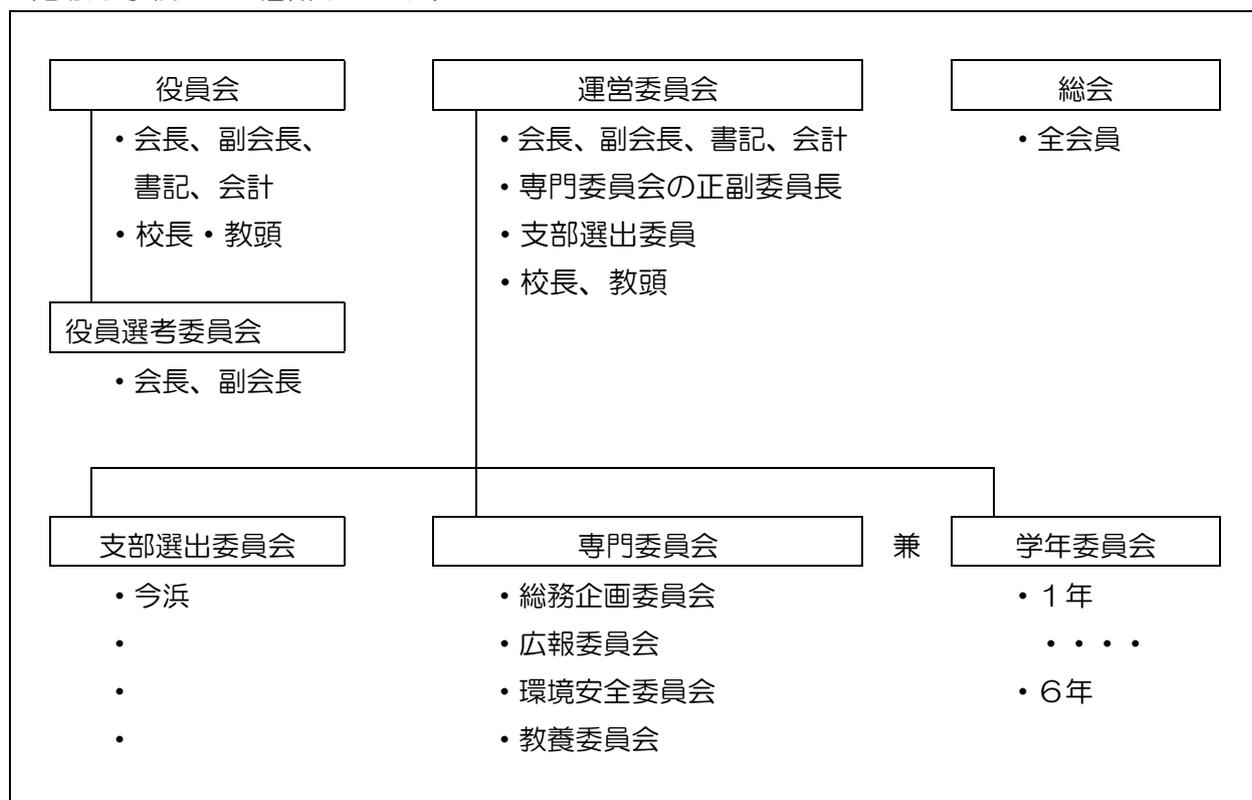
第14章 改正

第38条 本規約は、総会で、出席者の3分の2以上の同意を得て改正することができる。

附 則

本規約は、令和7年4月1日から施行する。

(志桜小学校 PTA 組織イメージ)



原案のとおり決定

→任期1年となるため、再検討を要する

志桜小学校PTA細則（案）

第 1 条 本細則は、規約の規定に基づき、運営委員会の審議を経て定める。

~~第 2 条 本会の会費は、次のとおりとし、学校事務費に合わせて徴収する。~~

~~（1）保護者会員（世帯単位とする。）~~

~~ア（児童1人） 年額 円~~

~~イ（児童2人以上） 年額 円~~

~~（2）教職員会員 年額 円~~

~~（3）賛助会員 年額 円~~

第 3 条 役員、監査委員は、次の区分により、学年毎に選出する。（or）地区毎に選出する

2 前年度の副会長は会長となり、母親副代表は母親代表となり、書記・会計は監査委員となる。

3 各学年の学年委員は、次年度の役員、監査委員を 月までに、役員選考委員会に報告する。

| | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 |
|-------------------------------------|----|----|----|----|----|----|
| 会長 | | | | | | 1名 |
| 副会長（次年度会長） | | | | | 1名 | |
| 副会長（家庭教育委員） （母親代表） | | | | | 1名 | |
| 副会長（家庭教育委員） （母親副代表） （次年度母親代表） | | | | 1名 | | |
| 書記（次年度監査委員） | | | 1名 | | | |
| 会計（次年度監査委員） | | 1名 | | | | |
| 監査委員 | | | 1名 | 1名 | | |
| 計 | | 1名 | 2名 | 2名 | 2名 | 1名 |

第 4 条 専門委員会の委員は、次の区分により、学年毎に選出し、学年委員会の委員を兼ねる。

2 ~~総務企画委員会、広報委員会、環境安全委員会、教養委員会の各委員長は、前年度の副委員長から繰り上がり、副委員長はそれぞれ、新5年、新1年、新4年、新2年の保護者から選出する。~~

3 各学年の学年委員は、次年度の委員を 月までに、役員選考委員会に報告する。

新1年生の委員選考は、役員選考委員会が行う。

| | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 |
|---------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 総務企画委員会 | 4名 | | 4名 | 4名 | 1名 | 1名 |
| 広報委員会 | 1名 | 1名 | | 4名 | 4名 | 4名 |
| 環境安全委員会 | 4名 | 1名 | 1名 | | 4名 | |
| 教養委員会 | | 4名 | 1名 | 1名 | | 4名 |
| 計 | 3名 | 3名 | 3名 | 3名 | 3名 | 3名 |

◎は委員長、○は副委員長。

第 5 条 次の区分により支部を設ける。

今浜、米出、小川、新道、麦生、宿、竹生野・南吉田、

第 6 条 支部選出委員の定数は、前年度の12月1日現在の保護者会員数（世帯単位）の15分の1とする。

附 則

本細則は、令和7年4月1日から施行する。

原案のとおり決定

志桜小学校 PTA 慶弔規定（案）

第 1 条 本規定は、細則の規定に基づき、運営委員会の審議を経て定める。

第 2 条 次の基準により、慶弔慰金若しくは記念品を贈る。

(1) 会員、在籍する児童の死亡

香典 10,000円、生花半対

(2) 会員、在籍する児童の14日間以上の入院

お見舞い 5,000円

(3) その他、会長が必要と認めたとき

会長が金額を決定し、次回の運営委員会に報告する。

附 則

本規定は、令和7年4月1日から施行する。

その他

- P T A加入届をどのタイミングで周知するか。出すことによって非加入も可能であることがわかるが、役員を決めた後か、決める前か。
- 加入届の提出を役員も決めたいうえで、令和6年12月末までに出してほしい。統合後の4月では、事務局が忙しくなる。
- 役員を決める時期をいつにするか。(現志雄小は1学期、樋川小は12月)
- 役員候補者を学年の人数割り当てを基に各校から4名ずつ選出しておいて、話し合いで会長等を決めてはどうか。

第13回 押水地区通学・PTA部会の質疑

| 質疑 | 回答 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第21条 総会の定足数は、委任状を含め、会員の5分の1とする。</p> <p>(1) 5分の1の根拠は？ (2) 他校の例は？</p> | <p>(1) 昭和29年に文部省の「父母と先生の会文化審議会」が示した「父母と先生の会（PTA）第二次参考規約」及び町内5小学校の現行規約を参考に作成しています。</p> <p>① 参考規約 総会は、会員の現在数の5分の1以上出席しなければ、その議事を開き、議決することができない。</p> <p>② 押水第一小 規定なし</p> <p>③ 宝達小 総会の定足数は会員の2分の1以上とし決議は出席者の過半数の同意を必要とする、但し委任状を認める。</p> <p>④ 相見小 総会は、会員の5分の1以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数の賛成で決める。</p> <p>⑤ 樋川小 総会は全会員の過半数の出席を得て成立し、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。但し、委任状は認める。</p> <p>⑥ 志雄小 規定なし</p> <p>(2)</p> <p>① OO学校PTA規約 総会の定足数は、会員数の1/2以上（会長への委任状を含む）とし、議決は、出席者の過半数の賛成を必要とする。</p> |

| 質疑 | 回答 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第38条</p> <p>本規約は、総会で、出席者の3分の2以上の同意を得て改正することができる。</p> <p>(1) 3分の2の根拠は？</p> <p>(2) 他校の例は？</p> | <p>(1) 昭和29年に文部省の「父母と先生の会文化審議会」が示した「父母と先生の会（PTA）第二次参考規約」及び町内5小学校の現行規約を参考に作成しています。</p> <p>① 参考規約</p> <p>この規約は、総会において、出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。ただし、改正案は、総会の開催の少なくとも、2週間前に全会員に知らせておかなければならない。</p> <p>② 押水第一小</p> <p>総会の審議内容として挙げられている。 →議決に必要な割合の規定なし。</p> <p>③ 宝達小</p> <p>本規約は総会で出席者3分の2以上の同意を得て改正することができる。</p> <p>④ 相見小</p> <p>総会の審議内容として挙げられている →議事は出席者の過半数の賛成で決める。</p> <p>⑤ 樋川小</p> <p>総会の審議内容として挙げられている →議決は出席者の過半数の同意を必要とする。</p> <p>⑥ 志雄小</p> <p>総会の審議内容として挙げられている →議決は出席者の過半数の同意を必要とする。</p> <p>(2)</p> <p>① ○○学校PTA規約</p> <p>本会規約の改正は、総会において決定する。(議決は、出席者の過半数)</p> |

川崎市PTA連絡協議会「PTA活動における
適正化・活性化ガイドライン」を基に作成

(案)

令和 年度

宝達志水町立〇〇小学校
PTA 加入届・個人情報取扱同意書

〇〇小学校 PTA 会長 様

〇〇小学校 PTA の趣旨に賛同し入会します。

〇〇小学校 PTA の個人情報取扱規則・利用に同意します。

令和 年 月 日

保護者氏名・印

(自署の場合押印不要)

住 所

〒

電 話 番 号

児童の学年及び氏名（在校生含む）

| 年 | 組 | ふりがな 氏 名 |
|---|---|-------------|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

ご記入頂いた情報は、PTA 活動に係る個人情報取扱規則に定める以外の目的で使用
することはありません。

宝達志水町立〇〇小学校 P T A 個人情報取扱規則

(目的)

第 1 条 この規則は、宝達志水町立〇〇小学校 PTA（以下「本会」と称す）の保有する個人情報について、その適正管理に必要な事項を定めることにより、本会の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利と利益を保護することを目的とする。

(責務)

第 2 条 本会は個人情報の重要性を認識し、個人情報保護法および本規約に基づき、本会で取扱う個人情報の取得、利用、管理を適正におこなう。

(個人情報の定義)

第 3 条 個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別できるものをいう。

(管理者)

第 4 条 本会における個人情報の管理者は、会長とする。

(取扱者)

第 5 条 本会における個人情報の取扱者は、役員及び運営委員とする。

(秘密保持義務)

第 6 条 個人情報の管理者及び取扱者は、職務上知り得た情報を、みだりに他人に知らせ、不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第 7 条 円滑な PTA 活動をおこなうために、以下の情報を取得する。個人情報を取得する際は、あらかじめ利用目的を定め公開し、本人に明示する。

- (1) 会員の氏名・連絡先（住所・電話番号・メールアドレス）
- (2) 会員の子どもの氏名・クラス
- (3) 必要に応じ、会員や会員の子どもの写真

(利用)

第 8 条 取得した個人情報は、以下の目的のために使用する。

- (1) PTA 活動に必要な連絡網及び名簿の作成
- (2) PTA 会費集金、管理、その他の文書の送付

(利用目的による制限)

第9条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第8条により特定された使用目的の範囲を超えて個人情報を取扱わないものとする。

(管理)

第10条 個人情報は、管理者または取扱者が適正に管理する。また、不要となった個人情報は、管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第11条 個人情報は、それを取扱う電子機器・電子媒体に、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態を維持し保管する。また、持ち出す場合は電子メールでの送付を含め、パスワードをかけるなど適切におこなう。

2 個人情報を紙媒体で保存する場合、施錠できる場所等に保管する。

3 個人情報を含む電子データをクラウドサービスに保管する場合、当該個人データを利用しない、適切にアクセス制限を行っているクラウドサービス事業者を利用する。

4 個人情報を含む電子データを前項のクラウドサービスに保管する場合、管理者は第三者へ漏洩しないよう閲覧、編集権限を取扱者に対して適切に付与する。

5 クラウドサービスに保管された個人情報を含む電子データは、本会が所有するパソコンを除き、みだりにダウンロードしない。

6 クラウドサービスのアカウントIDとパスワードは、第5条に定めた取扱者が適切に管理する。

7 クラウドサービスのパスワードは年1回以上変更するものとする。

(第三者提供の制限)

第12条 個人情報は次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者への提供をおこなわないものとする。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体または財産保護のために必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(共同利用)

第13条 本会は、宝達志水町立〇〇小学校と使用目的の範囲内に限り取得した個人情報を以下の通り共同利用することがある。

(1) 利用する項目：第7条で定める通り

(2) 利用するものの範囲：宝達志水町立〇〇小学校と本会

(3) 利用目的：第8条で定める通り

(4) 責任者：第4条で定める通り

(第三者提供に係る記録の作成等)

第14条 個人情報第三者(第12条第1号から第4号、県及び町を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第15条 第三者(第12条第1号から第4号、県及び町を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 対象者の同意を得ている旨(事業者ではない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報開示等)

第16条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第17条 個人情報を漏えい(紛失含む)した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者へ報告する。

(研修)

第18条 本会は、個人情報の取扱者に対して、定期的に個人情報の取扱いに関する留意事項について研修を実施する。

(苦情の処理)

第19条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。

(改正)

第20条 本会の「宝達志水町立〇〇小学校PTA個人情報取扱規則」は、総会において改正する。

附則

本規則は、令和〇年〇月〇日から施行する。